

(原審事件番号)

平成28年(ワ)第1181号、第3823号、平成29年(ワ)第5123号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 宮崎俊郎外200名、浅賀きみ江外18名、青柳一行外9名

被告 国

控 訴 状

2019(令和元)年10月9日

東京高等裁判所民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人 小 賀 坂 徹

同 大 野 美 樹

同 石 畑 晶 彦

外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求控訴事件

訴訟物の価額 289,600,000円

貼用印紙額 1,335,000円

上記当事者間の横浜地方裁判所平成28年(ワ)第1181号、第3823号
平成29年(ワ)第5123号マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件に
つき、2019(令和元)年9月26日に言い渡された判決には、不服があるの
で控訴を申し立てる。

第1 原判決の表示

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人らにかかる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第2条第5項に定める個人番号を収集、保存、利用及び提供してはならない。
- 3 被控訴人は、保存している控訴人らの個人番号を削除せよ。
- 4 被控訴人は、控訴人らに対し、各11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて被控訴人の負担とする。
との判決及び第4項につき仮執行の宣言を求める。

第3 控訴の理由

追って、控訴理由書において主張する。

附属書類

控訴状（副本）

2通